

高島市水防計画

令和5年1月

高 島 市

【目次】

第1章 総則

第1節 目的	3
第2節 用語の定義	3
第3節 水防責任	3

第2章 水防組織

第1節 水防本部	4
1. 水防本部の機構	4
2. 水防本部事務分掌	4

第3章 水防体制および活動

第1節 水防体制	5
1. 水防本部の非常配備	5

第4章 雨量・水位の観測の通報

第1節 雨量の観測通報	7
第2節 水位の観測通報	7
1. 水位の通報の時期	7
2. 水位の基準	8
第3節 観測・通報システム	9
1. 滋賀県土木防災システム	9
2. 雨量・水位情報の公表	9

第5章 予報および警報

第1節 気象予警報	10
第2節 洪水予報	11
1. 洪水予報を行う河川	11
2. 知事および彦根地方気象台が共同して行う洪水予報	12
第3節 水防警報	12
1. 水防警報を行う河川	12
2. 水防警報の発令基準	13
第4節 水位情報の通知	13
1. 水位情報の通知を行う河川	13
第5節 決壊等の通報	13
第6節 避難のための立退	14
第7節 水防信号	14
第8節 土砂災害警戒情報	15

第6章 施設資材輸送等の整備確保	
第1節 水防管理団体の整備基準	16
1. 水防倉庫	16
2. 水防倉庫に備蓄する資材器具	16
3. 量水標	17
4. 雨量計	17
第2節 輸送の確保	17
第7章 他の水防機関との協力応援	
第1節 水防管理団体相互の協力、応援	18
第2節 自衛隊の派遣要請	18
1. 自衛隊派遣依頼	18
2. 自衛隊との連絡調整	18
第3節 国土交通省近畿地方整備局の応援	18
第8章 その他	
第1節 水防訓練	19
第2節 水防報告と水防記録	19
1. 緊急報告	19
2. 水防活動実施報告および水防の記録	19

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条に基づき、滋賀県知事から指定された指定水防管理団体である高島市が、同法第33条の規定に基づき地域の各河川、湖岸、ならびに農業用ため池の洪水等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送およびダムまたは水門もしくは閘門の操作水防のための水防団体ならびに消防機関の活動、他の水防管理団体との間における協力および応援ならびに水防に必要な器具資材および設備の整備と運用についての実施の大綱を示すものである。

第2節 用語の定義

- (1) 水防管理団体（法第2条第2項）
水防の責任を有する高島市をいう。
- (2) 指定水防管理団体（法第4条）
水防管理団体中、水防上公共の安全に重大な関係があるものとして知事が指定したものをいう。
- (3) 水防管理者（法第2条第3項）
水防管理団体の長である高島市長をいう。
- (4) 水防警報（法第2条第8項）
国土交通大臣または知事が、それぞれ指定した河川について、洪水によって災害が起こる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
- (5) 洪水予報（法第10条、第11条）
 - ア 気象庁長官が（あらかじめ定められている河川については国土交通大臣と気象庁長官が共同で）気象等の状況により、洪水の恐れがあると認めるとき、その状況を周知するために行う発表をいう。
 - イ 知事が、前項以外のあらかじめ定められている河川について、洪水の恐れがあると認めるとき、気象庁長官と共同してその状況を周知するために行う発表をいう。

第3節 水防責任

水防管理団体である高島市は、水防法第3条の定めるところに従い、水防組織、器具資材を調整し、市内の水防を十分に果たさなければならない。

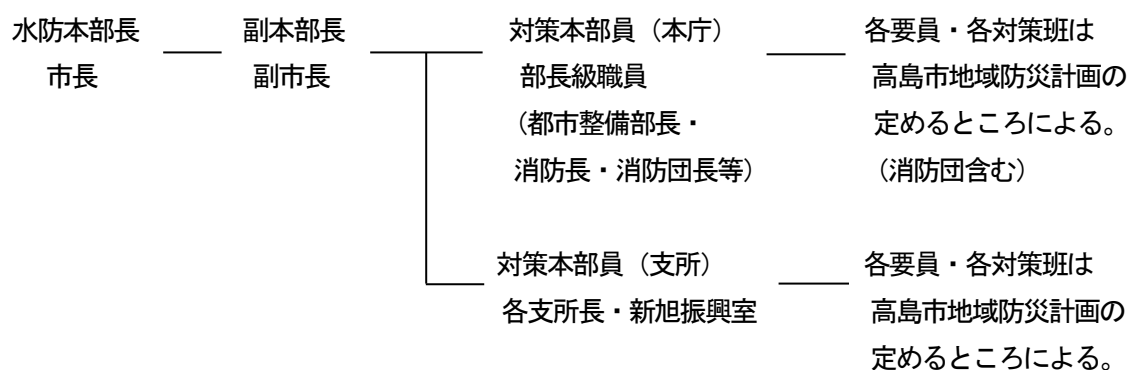
第2章 水防組織

第1節 水防本部

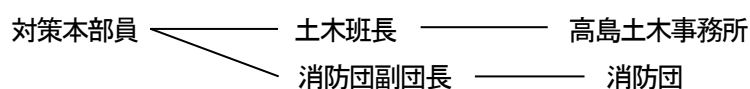
市内における水防が充分行われるよう水防本部を設置し、本部事務所を都市整備部土木課内におく。
なお、警戒2号体制以降は、地域防災計画の定めるところによる。

1. 水防本部の機構

(1) 本部



水防機関の出動状況連絡体制



※水防法第5条に基づく水防団は設置せず、原則として消防団員において水防業務を行う。

※消防団副団長は、各地区本部管内消防団に出動命令および活動指示をし、消防団員は活動を開始する。

2. 水防本部事務分掌

本部長 統轄

副本部長 本部長の補佐または代理

対策本部員 各担当の指揮

各担当 高島市災害対策本部対策班業務分掌による。

第3章 水防体制および活動

第1節 水防体制

彦根地方気象台から水防活動に関する気象予警報通知があった時は、水防本部を設置すると共に水防体制に入るものとする。

1. 水防本部の非常配備

気象状況等により災害の発生が予想されるときおよび市長が必要と認めるときは、常勤体制から水防非常配備体制への切り替えを確実に迅速に行い、非常勤務活動の完遂を期するため市警戒1号体制として概ね次の基準による配備につき、水防の情報収集およびその通報等にあたるものとする。

①警戒1－1号体制

配 備 内 容	配 備 時 期
災害関係各課の職員で情報連絡活動を円滑に行いうる体制とする	次の注意報が1以上発表され、かつ、本市に影響が及ぶ可能性があり、市長が必要と認めたとき ①大雨注意報 ②洪水注意報
具体的には ・本市に台風が接近する予測がある場合 ・集中豪雨等により、河川の水位が増水するおそれがある場合	

ア. 組織編成

本部においてあらかじめ指定した職員

イ. 業務内容

(ア) 気象、河川水位等に関する情報収集

(イ) 関係課の連絡、情報の共有

ウ. 廃止基準

(ア) 警戒1－2号体制に移行した場合

(イ) 市長が必要なしと判断した場合

②警戒1－2号体制

配 備 内 容	配 備 時 期
災害関係各課の職員で情報連絡活動を円滑に行いうる体制とする	次の注意報、警報等が1以上発表され、かつ、本市に影響が及ぶ可能性があり、市長が必要と認めたとき ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③大雨警報 ④洪水警報 ⑤暴風警報
具体的には ・本市に台風が接近することが予測され、災害の発生に備える必要がある場合 ・集中豪雨等により、河川の水位が「水防団待機水位」に達するおそれがある場合 (※本市は水防団がないため、消防団と読み替える。) ・長雨等により災害の発生に備える必要がある場合	

ア. 組織編成

本部においてあらかじめ指定した職員

イ. 業務内容

- (ア) 気象、河川水位等に関する情報収集
- (イ) 関係課の連絡、情報の共有
- (ウ) 広報（気象警報等の周知）
- (エ) 職員招集の準備および連絡
- (オ) 地区本部長にあつては、消防副団長へ消防団員の待機を要請
- (カ) 警戒２号体制への移行の協議・検討

ウ. 廃止基準

- (ア) 警戒２号体制に移行した場合
- (イ) 市長が必要なしと判断した場合

第4章 雨量・水位の観測の通報

第1節 雨量の観測通報

水防本部は、必要とみとめられるとき天候が回復するまでの間、市内の雨量観測者と緊密な連絡を取り、その状況を報告させる。

雨量観測所

番号	所 轄	観測所名	観測種別	観測所位置		管 理 者	備考
9001	高島土木事務所	今津	テレメータ	今津町	今津	高島土木事務所	河川管理
9002	高島土木事務所	マキノ	テレメータ	マキノ町	沢	高島土木事務所	河川管理
9003	高島土木事務所	安曇川	テレメータ	安曇川町	田中	高島土木事務所	河川管理
9004	高島土木事務所	ガリバー	テレメータ	高島	鹿ヶ瀬	高島土木事務所	河川管理
9005	高島土木事務所	市場	テレメータ	朽木	市場	高島土木事務所	河川管理
9006	高島土木事務所	針畑	テレメータ	朽木	小入谷	高島土木事務所	河川管理
9007	高島土木事務所	上古賀	テレメータ	安曇川町	上古賀	高島土木事務所	河川管理
9101	高島土木事務所	河内谷	テレメータ	今津町	日置前	高島土木事務所	石田川ダム管理
9102	高島土木事務所	石田川ダム	自記	今津町	角川	高島土木事務所	石田川ダム管理
9201	高島土木事務所	野口	テレメータ	マキノ町	野口	高島土木事務所	砂防管理
9202	高島土木事務所	保坂	テレメータ	今津町	保坂	高島土木事務所	砂防管理
9203	高島土木事務所	勝野	テレメータ	高島	勝野	高島土木事務所	砂防管理
9204	高島土木事務所	村井	テレメータ	朽木	村井	高島土木事務所	砂防管理
9205	高島土木事務所	箱館山	テレメータ	今津	日置前	高島土木事務所	砂防管理
9401	気象庁	今津	アメダス	今津町	弘川	彦根地方気象台	
9402	気象庁	朽木平良	アメダス	朽木	平良	彦根地方気象台	
1311	国土交通省	マキノ	テレメータ	マキノ町	寺久保	琵琶湖河川事務所	テレメータ傍受
1312	国土交通省	大溝	テレメータ	高島	大溝	琵琶湖河川事務所	テレメータ傍受
1313	国土交通省	市場	テレメータ	朽木	市場	琵琶湖河川事務所	テレメータ傍受

第2節 水位の観測通報

水防法第12条に基づき、量水標管理者は自らの判断で出水のおそれのある場合を知った場合は、水位変動を監視して水防団待機水位（通報水位）に達したとき、直ちに水防本部に通報しなければならない。

1. 水位の通報の時期

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (3) 避難判断水位に達したとき。
- (4) はん濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。
- (5) ピーク時の状況報告（最高水位）

- (6) はん濫注意水位（警戒水位）まで下がったとき。
- (7) 水防団待機水位（通報水位）まで下がったとき。

2. 水位の基準

(1) 水防団待機水位（通報水位）

- ① 計画高水流量の約2割の流量に相当する水位。
- ② 1年に5～10日発生する程度の水位。
- ③ 有堤部では、ほぼ河川敷（高水敷）に洪水がのる水位。

この基準にはそれぞれ3項目の決定方法があるが、これらの条件をすべて同時に満足する必要はなく、その河川の事情を十分に勘案し、最も適切な水位を決めればよい。

(2) はん濫注意水位（警戒水位）

- ① その水位に対する流量が計画高水流量のほぼ半分になる水位。
- ② 平均低水位からはん濫危険水位（危険水位）までの間の下から6割の水位。
- ③ 約3年に1回起こる程度の水位。

ここに平均低水位とは、年間の毎日の水位の平均、すなわち平均水位より低いすべての水位の平均を意味するが、場合によっては年間の最多水位以下の水位の平均、または平水位（年間185日はこれを下回らない水位、すなわち185日水位）以下の平均の平均低水位と呼ぶことがある。

- ④ 「洪水予報対象河川」ではん濫注意情報（洪水注意報）の発表に用いられる水位。

(3) 避難判断水位

- ① はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。
- ② 河川ごとの洪水時の水位上昇速度と、情報の伝達や避難等に要する時間をはん濫危険水位（特別警戒水位）から考慮した水位。
- ③ 住民の避難に資する情報を提供するという観点から定められる水位。
- ④ 「洪水予報対象河川」ではん濫警戒情報（洪水警報）の発表に用いられる水位。

(4) はん濫危険水位（特別警戒水位）

- ① 主要な水位観測所に設定される「はん濫の恐れが生じる水位」で、洪水により堤防の決壊（破堤）等の災害が起こる（無堤部では相当な浸水被害が発生する）恐れがある水位。
- ② 「洪水予報対象河川」ではん濫危険情報（洪水警報）の発表に用いられる水位。

水位観測所

	所轄(管理者)	河川名	観測所	観測種別	観測位置		水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
9051	高島土木事務所	知内川	小荒路	固定	マキノ町	小荒路	1.00	1.30		
9052	高島土木事務所	知内川	寺久保橋	固定	マキノ町	上開田	0.90	1.30		
9053	高島土木事務所	知内川	知内川	テレメタ	マキノ町	下開田	1.00	1.30	※1.30	※1.70
9054	高島土木事務所	百瀬川	百瀬川	テレメタ	マキノ町	沢	0.50	0.60	※0.60	※0.80
9055	高島土木事務所	百瀬川	新保0号堰	固定	マキノ町	新保	0.50	0.60		
9056	高島土木事務所	今津川	小振橋	固定	今津町	南新保	1.00	1.20		
9057	高島土木事務所	天川	天川橋	固定	今津町	今津	1.00	1.20		

9058	高島土木事務所	安曇川	船橋	テレメタ	朽木	市場	0.90	1.10	1.40	1.70
9059	高島土木事務所	安曇川	常安橋	テレメタ	安曇川町	常磐木	1.00	1.50	1.90	2.30
9060	高島土木事務所	鴨川	鴨川橋	テレメタ	高島	鴨	1.20	1.90	※1.90	※2.50
9061	高島土木事務所	神奈川	神奈川	テレメタ	新旭町	太田	—	—		
9062	高島土木事務所	太田大川	太田大川	テレメタ	新旭町	太田	—	—		
9063	高島土木事務所	安曇川	両台橋	テレメタ	安曇川町	上古賀	—	—		
9064	高島土木事務所	天川	桜橋	テレメタ	今津町	大門	—	—		
9065	高島土木事務所	北川	三ツ石	固定	朽木	市場	1.90	3.00		
9151	高島土木事務所	石田川	保坂	テレメタ	今津町	保坂	—	—		
9152	高島土木事務所	石田川	岸脇	テレメタ	今津町	下弘部	1.80	2.10	※2.20	※2.60
9191	高島土木事務所	石田川	ダム貯水位	テレメタ	今津町	角川	—	—		
1356	国土交通省 (琵琶湖河川事務所)	大溝	琵琶湖	テレメタ	高島	勝野				

※水防法に基づくものではなく、避難指示の参考値です

第3節 観測・通報システム

1. 滋賀県土木防災情報システム

県内各地の雨量観測データおよび水位観測データを滋賀県庁で総括し、関係機関に配置された端末から最新の情報が共有できる。

水防活動に必要な雨量・水位データは、自動でFAX送信を行い、一般電話からでも情報を聞くことができる。

2. 雨量・水位情報の公表

インターネットで雨量・水位情報を公表している。

滋賀県土木防災情報 <http://shiga-bousai.jp>

携帯用 <http://shiga-bousai.jp/mobile>

スマートフォン用 <http://shiga-bousai.jp/sp>

河川防災カメラ <http://shiga-bousai.jp/shigapref/pc>

第5章 予報および警報

第1節 気象予警報

彦根地方気象台より発表される気象予警報

台風その他の異常気象等について、その情報を一般および関係機関に対して、具体的に、かつ速やかに発表するものをいう。

(1) 大雨特別警報、大雨注意報、大雨警報

○大雨特別警報

大雨により重大な災害が起こる恐れが著しく大きいとき。

発表基準：台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。

○大雨注意報

大雨により災害が起こる恐れがあるとき。

具体的には、次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。

表面雨量指数基準 8

土壌雨量指数基準 9 4

○大雨警報

大雨により重大な災害が起こる恐れがあるとき。

具体的には、次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。

表面雨量指数基準 2 4

土壌雨量指数基準 1 1 4

(2) 洪水注意報、洪水警報

大雨、長雨、融雪等の現象により河川が増水し、重大な災害が起こる恐れがあるとき。

具体的には、次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。

○洪水注意報

流域雨量指数基準 鴨川流域＝11.8 安曇川流域＝27.6

北川流域＝13.1 石田川流域＝10.2 百瀬川流域＝7.4

複合基準※1 鴨川流域＝(8、9.4) 安曇川流域＝(5、16.4) 北川流域＝(5、8.7)

石田川流域＝(5、8.8) 百瀬川流域＝(9、5.9)

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

指定河川洪水予報による基準 淀川水系琵琶湖〔琵琶湖〕

○洪水警報

流域雨量指数基準 鴨川流域＝14.8 安曇川流域＝34.5

北川流域＝18.9 石田川流域＝12.8 百瀬川流域＝9.3

複合基準※1 鴨川流域＝(8、13.3) 安曇川流域＝(10、22.5)

北川流域＝(12、10.0) 石田川流域＝(6、11.1)

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

指定河川洪水予報による基準 淀川水系琵琶湖〔琵琶湖〕

(3) 気象予警報等の伝達系統

滋賀県土木防災情報システム（SISPAD）を活用した情報伝達となる。

気象情報提供（注意報、警報、レーダ雨量）

水防情報提供（洪水予報、水位周知河川、水防警報、土砂災害警戒情報）

観測情報（雨量、水位、ダム諸量、水位予測）

ダウンロード（雨量、水位、ダム諸量）

土砂災害警戒情報（1 kmメッシュ危険度）

○観測情報提供の確認

水防担当者は、警報情報の着信確認および伝達状況確認を行う。

（システムログインが必要）

《伝達確認項目》

洪水予報：自管轄に関する洪水予報発表時に伝達

はん濫警戒情報（水位周知河川情報）：自管轄に関するはん濫警戒情報（水位周知河川情報）発表時に伝達

水防警報：自管轄に関する水防警報発表時に伝達

土砂災害警戒情報：自管轄に関する土砂災害警戒情報発表時に伝達

滋賀県土木防災情報 <http://shiga-bousai.jp>

第2節 洪水予報

1. 洪水予報を行う河川

水防法第10条第2項および気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣と気象庁長官もしくは水防法第11条第1項および気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき知事と気象庁長官は、次の河川について洪水予報を行い、はん濫注意情報（洪水注意報）、はん濫警戒情報（洪水警報）、はん濫危険情報（洪水警報）、はん濫発生情報（洪水警報）を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

河川名 琵琶湖

区 域 琵琶湖湖岸

対象量水標 番号 1351

量水標名 琵琶湖平均

はん濫注意水位（警戒水位） 0.70m

避難判断水位（特別警戒水位） 0.80m

はん濫危険水位（危険水位） 1.15m

彦根地方气象台との共同発表者 滋賀県

通知担当者 高島土木事務所長

関係水防管理団体 高島市

その他の関係機関 滋賀県警察本部 琵琶湖河川事務所 滋賀県防災危機管理局

2. 知事および彦根地方気象台が共同して行う洪水予報

(1) 琵琶湖洪水予報（琵琶湖洪水予報実施要領による）

琵琶湖岸に関しては、水防法第11条および気象業務法第14条の2第3項により知事および彦根地方気象台が共同して琵琶湖洪水予報を行う。

○洪水予報の種類と基準

洪水予報の種類ははん濫注意情報（洪水注意報）、はん濫警戒情報（洪水警報）、はん濫危険情報（洪水警報）の3種類で、琵琶湖の5点平均水位（片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の算術平均値）を対象の基準として発表を行う。

はん濫注意情報は、基準点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が予想されるときに発表する。

はん濫警戒情報は、基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）を超える洪水となることが予想されるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位が上昇すると予想されるときに発表する。

はん濫危険情報は、基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に達したときに発表する。

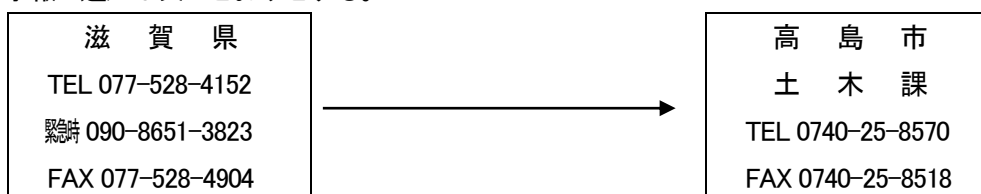
はん濫発生情報は、琵琶湖ではん濫が発生したときに発表する。

前項の予報を行ったときは、直ちに管下水防管理者にその事項を通知する。

気象予警報未発表時に琵琶湖洪水予報を発表することが想定され、琵琶湖水位がBSL+50cm以上で今後上昇する恐れがある場合は、水防本部および関係各支部は下記の「洪水予報の通知」ができる体制を整える。

なお、県水防本部はこの状況になった段階で、高島土木事務所および高島市土木課へ連絡する。

洪水予報の通知は次のとおりとする。



第3節 水防警報

1. 水防警報を行う河川

水防法第16条の規定に基づき国土交通大臣、知事は次の河川について洪水により相当の被害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を行う。

○水防警報を行う河川

河川名	区 域	対 象 量 水 標			
		代表区域	量水標名	水 防 団 待機水位	はん濫注意 水 位
安曇川 本川	左岸 高島市朽木古川から琵琶湖まで	上流	船 橋	0.90	1.10
	右岸 高島市朽木大野から琵琶湖まで	下流	常安橋	1.00	1.50

警戒発動者 滋賀県水防本部長

意見発表具申者 高島土木事務所長

通報担当者 高島土木事務所長

関係水防団体 高島市

その他の関係機関 滋賀県警察本部、琵琶湖河川事務所、滋賀県防災危機管理局

2. 水防警報の発令基準

(1) 準備

気象状況および上流雨量により増水のおそれがあると認めたとき、または対象量水標の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、なお増水のおそれがあるときに発表する。

(2) 出動

対象量水標の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、なお増水のおそれがあるとき、または上流の雨量並びに水位により危険の予想されるときに発表する。

(3) 解除

水位が水防団待機水位(通報水位)以下になり、水防作業を必要としなくなったときに発表する。

第4節 水位情報の通知

1. 水位情報の通知を行う河川

水防法第13条の規定に基づき国土交通大臣、知事は次の河川について、避難判断水位(はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

○水位情報の通知を行う河川

河川名	区 域	対 象 量 水 標				
		代表区域	量水標名	水 防 団 待機水位	はん濫注意 水 位	避難判断 水 位
安曇川 本川	左岸 高島市朽木古川から琵琶湖まで	上流	船 橋	0.90	1.10	1.40
	右岸 高島市朽木大野から琵琶湖まで	下流	常安橋	1.00	1.50	1.90

発表者 滋賀県水防本部長
 通知担当者 高島土木事務所長
 関係水防団体 高島市
 その他の関係機関 滋賀県警察本部、琵琶湖河川事務所

第5節 決壊等の通報

- (1) 水防法第25条に基づき堤防等が決壊(破堤)した場合は、水防管理者または水防団および消防機関の長は直ちにその旨を高島土木事務所長およびはん濫の及ぶ恐れのある隣接水防管理者に通報するものとする。
- (2) この通報を受けた隣接水防管理者は更に次のはん濫の及ぶ恐れのある隣接水防管理者にその旨通報するものとする。

第6節 避難のための立退き

- (1) 河川のはん濫により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防法第29条に基づき、水防管理者は、必要と認める区域内の居住者に対し、ラジオ、信号、あるいは広報網その他の方法により立退きを指示することができる。
- (2) 河川のはん濫により水災の恐れがあり、特に必要があると認められるときには、災害対策基本法第60条第1項に基づき、市長は必要と認める居住者等に立退きを指示することができる。
- (3) 市長は避難行動に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう高齢者等避難を発令し、早めの避難行動を促す。
- (4) 水防管理者が指示する場合は、高島警察署長にその旨通知しなければならない。
- (5) 水防管理者はあらかじめ避難計画を作成し、避難先、経路等に必要な措置を講じておくものとする。

ア 避難を要する人口、世帯

イ 避難地点および避難地点までの経路（図示併記のこと）

ウ 避難のための指導員編成表

第7節 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第一信号	5秒 5秒 5秒 ○ ○ ○ 休止 休止 休止	5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第二信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	7秒 7秒 7秒 7秒 7秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第三信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第四信号	乱 打	30秒 3秒 30秒 3秒 30秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—

備考 1. 信号は適宜時間継続すること。

2. 必要があれば警鐘およびサイレン信号を併用してもよい。

3. 危険の去ったときは口頭伝達により周知させること。

(注) 1. 第一信号ははん濫注意水位（警戒水位）に達した事を知らせるもの。

2. 第二信号は水防団員および消防機関に属する者の全員が直ちに出動すべきことを知らせるもの。

3. 第三信号は当該水防管理団体の区域内に住居する者が出動すべきことを知らせるもの。

4. 第四信号は必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

第8節 土砂災害警戒情報

高島市は、土砂災害による被害を防止するため、土砂災害警戒情報発表時等に次の要領で活動にあたるものとする。土砂災害警戒情報は、滋賀県と彦根地方気象台が共同で発表するもので、大雨による土砂災害のおそれがある時に、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の目安の一つとなる情報であり、2時間後予測雨量で、土砂災害警戒情報発表基準線を超過した時に発表される。

また、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報を補足する情報として、1km 四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害の危険度を色分けして表示したものをメッシュ情報として公開される。

（１）体制および活動

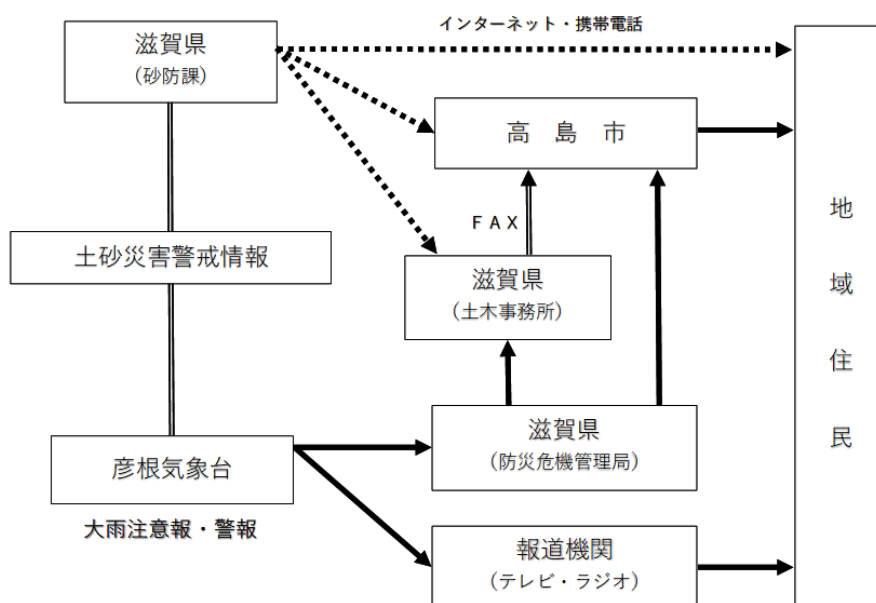
高島市は、土砂災害に備え体制を整備し、情報の収集・伝達及び避難誘導の活動等に努めるとともに、非常時においては団体相互の協力及び応援を図りながら、迅速かつ的確な活動を実施する。

（２）措置

高島市は次の活動の検討を行う。

情報の種類	活動の目安
大雨警報（土砂災害）かつメッシュ情報で大雨警報（土砂災害）の基準到達	○高齢者等避難
土砂災害警戒情報（2時間後予測）	○避難指示
土砂災害警戒情報かつメッシュ情報で土砂災害警戒情報（実況）の基準到達	
上記を通じて	○土砂災害の前兆現象の収集および災害情報の収集・伝達 ○市町における相互の協力および応援

土砂災害警戒情報の伝達系統図



第6章 施設資材輸送等の整備確保

第1節 水防管理団体の整備基準

水防上必要な施設（水防倉庫、資材、器具、量水標、雨量計等）は次の基準によって整備するものとする。

1. 水防倉庫

設置箇所は水防活動の便利な所を選び、適当な場所がないときは、堤防法肩、その他治水上支障のない場所へ設置するものとする。

○水防倉庫一覧

河川名	倉庫名称	倉庫所在地
百瀬川	マキノ水防倉庫	マキノ町沢
石田川	今津水防倉庫	今津町弘川
	新旭防災センター	新旭町北畑
安曇川	安曇川第2水防倉庫	安曇川町青柳
安曇川	安曇川第3水防倉庫	安曇川町南船木
八田川	安曇川第4水防倉庫	安曇川町田中（沖田）
鴨川	安曇川第5水防倉庫	安曇川町下小川
安曇川	安曇川第6水防倉庫	安曇川町常磐木
和田打川	高島水防倉庫	勝野
安曇川	朽木水防倉庫	朽木市場

2. 水防倉庫に備蓄する資材器具

- （1）水防用資材は、滋賀県水防計画における水防倉庫備蓄基準に基づき備蓄するよう努めるものとする。
- （2）資材中腐食等のおそれがあるものは、常に点検し新しいものを備蓄しておくこと。
- （3）資材確保のため、水防区域近住の資材業者等の手持ち資材量を調査し、緊急時の補給に備えること。
- （4）資材器具を使用し減損した時は、直ちに補給しておくこと。
- （5）水防管理団体は、災害発生に伴う停電時の情報確保のため、電池式受信機を設備するように努めるものとする

○水防倉庫備蓄資材基準表

備品	数量	摘要	備品	数量	摘要
土のう袋類	2,000 枚		スコップ	20 丁	
ビニールシート	160 枚		掛矢	6 丁	
杉丸太 4m末口 15 cm	50 本		鋼ハンマー	6 丁	
〃 2m末口 10 cm	100 本		両つるはし	5 丁	
木杭 1.2～1.8m	50 本		斧および鉋	5 丁	
鋼杭	50 本		たこ	3 丁	
縄（ロープ）	40 玉	4 分・12 kg	鋸（大小）	各 3 丁	

鉄線	20 kg	#10	木鎌	6 T	
クリッパー	2 T		かすがい	50 本	
ペンチ	5 T		片手ハンマー	10 T	
発電機	2 台		一輪車	2 台	
投光器	3 台		ロープ（命綱）	10 T	
			チェーンソー	1 台	

3. 量水標

- (1) 水防管理区域内の適当な箇所に量水標を設置すること。
- (2) 量水標は幅21cm、目盛は2cm刻み黒白の交互、10cm毎の数字を黒字として1m毎の数字を赤字とする。
- (3) 水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）は横に赤線で示すこと。
- (4) 設置場所は河状の整った所で流失の恐れがなく、夜間でも観測し得るところとする。

4. 雨量計

雨量観測所については、以下の箇所とする。

観測所名	位 置	摘 要（管理者）
今津	今津町今津	高島土木事務所
マキノ	マキノ町沢	高島土木事務所
安曇川	安曇川町田中	高島土木事務所
ガリバー	鹿ヶ瀬	高島土木事務所
市場	朽木市場	高島土木事務所
針畑	朽木小入谷	高島土木事務所
上古賀	安曇川町上古賀	高島土木事務所
河内谷	今津町日置前	高島土木事務所
石田川ダム	今津町角川	高島土木事務所
野口	マキノ町野口	高島土木事務所
保坂	今津町保坂	高島土木事務所
勝野	勝野	高島土木事務所
村井	朽木村井	高島土木事務所
箱館山	今津町日置前	高島土木事務所

第2節 輸送の確保

- (1) 水防本部、地区相互間の輸送経路については、本部において管内からの通報に基づいて状況に従って通行経路を決定し、輸送の確保を図る。
- (2) 水防管理者は、管内の要水防区域についてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成しておくものとする。なお、輸送にあたっては庁用運搬車等を配備する。

第7章 他の水防機関との協力応援

第1節 水防管理団体相互の協力、応援

- (1) 同一河川沿いの水防管理団体は、増水（出水）の際、自己の管内の量水標水位が水防団待機水位（通報水位）に達した時は直ちに、下流および対岸の水防管理団体にその水位を急報するものとする。
- (2) はん濫注意水位（警戒水位）に達した時および最高水位に達した時ならびにはん濫注意水位（警戒水位）、水防団待機水位（通報水位）から減水した時も同じである。
- (3) 隣接する水防管理団体は、協力・応援等水防事故に関し、あらかじめ相互協定しておくものとする。

第2節 自衛隊の派遣要請

1. 自衛隊派遣依頼

水防管理者が、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼しようとするときは文書または電話で行う。ただし、緊急を要し、電話等で滋賀県防災危機管理局に依頼した場合は、事後速やかに文書等を送付するものとする。

また、急迫した事態で、かつ、通信途絶等により知事への自衛隊派遣要請が速やかに依頼できない場合は、その旨および災害の状況を、防衛大臣又は最寄りの部隊長に直接通報することができる。

知事に対して、自衛隊派遣要請を依頼する場合の手続きは、次のとおりである。

※最寄の部隊長とは、陸上自衛隊第3戦車大隊長（今津駐屯地司令）を示す。

- (1) 依 頼 先： 滋賀県防災危機管理局
- (2) 文書提出部数： 3部
- (3) 記 載 事 項：
 - ①災害の状況および派遣を要請する理由
 - ②派遣を必要とする期間
 - ③派遣を希望する区域および活動内容
 - ④受け入れ場所等
 - ⑤その他参考となるべき事項※①～③は必須事項

2. 自衛隊との連絡調整

水防管理者は、知事に対する自衛隊派遣要請を依頼するまでに高島土木事務所長と協議の上、自衛隊との連絡責任者ならびに現場技術責任者を定めるものとする。また自衛隊の派遣が決定した場合には、派遣される自衛隊との連絡を確実にするとともに、災害現場に派遣された自衛隊の責任者または連絡者を確認するものとする。

第3節 国土交通省近畿地方整備局の応援

災害初動時の情報収集・伝達を迅速に実施し、円滑な応急復旧および二次災害の防止を図るために、国土交通省近畿地方整備局に申し合わせにより、応援を求めることができる。

応援を求めるときは、近畿地方整備局企画部に、口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

第8章 その他

第1節 水防訓練

- (1) 指定水防管理団体は、水防訓練を行わなければならない。(法第32条の2)
- (2) 水防訓練を実施するときは、あらかじめその日時、場所、方法等について、高島土木事務所長ならびに県土木交通部長に連絡し指示を受け、終了後直ちにその状況を報告すること。

第2節 水防報告と水防記録

1. 緊急報告

水防管理者が高島土木事務所長に緊急に報告すべき事項は、次のとおりとする。

- ①消防団が出動したとき。
- ②他の水防管理団体等に応援を要請したとき。
- ③堤防の破壊（破堤）、はん濫したとき。
- ④その他必要と認める事態の生じたとき。

2. 水防活動実施報告および水防の記録

水防を実施した水防管理者は、水防活動が終結したのち、遅滞なく次の事項を取りまとめ、水防記録を作成してこれを保管するとともに、別紙様式により高島土木事務所長に報告すること。

- ①天候の状況ならびに警戒中の水位観測表
- ②警戒出動ならびに解散命令の時刻
- ③消防団の出動時刻および人員
- ④水防作業の状況
- ⑤堤防その他の施設等の有無およびこれに対する処置と効果
- ⑥使用資材の種類および員数とその消耗分および回収分
- ⑦水防法第28条により収用または使用の器具材料の種類、員数および使用場所
- ⑧障害物を処分した数量およびその事由ならびに除却の場所
- ⑨土地を一時使用したときは、その箇所および所有者の住所とその事由
- ⑩応援の状況
- ⑪居住者の出動状況
- ⑫警察の援助の状況
- ⑬現場指導官氏名
- ⑭立ち退きの状況およびそれを指示した事由
- ⑮水防関係者の死傷
- ⑯功労者およびその功績
- ⑰今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- ⑱堤防その他の施設にて緊急工事を要するものが生じたときは、その場所およびその損傷状況
- ⑲被災区域図、被災写真および水防活動写真
- ⑳その他必要事項

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出 水 の 概 況	川 警戒水位 m 雨 量 mm										
水 防 実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸										
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時										
出 動 人 員	消防団員			その他			合 計				
	人			人			人				
水防作業 の 概 況 及び工法	箇所 m 工 法										
水防の 結 果	効果 被害	堤防 m m	田 m ² m ²	畑 m ² m ²	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他		
使 用 資機材	土のう袋					居 住 者 の 出 動 状 況					
	ビニールシート										
	な わ					水防関係者の 死 傷					
	丸 太										
	砕石・砂					雨量水位の 状 況					
	そ の 他										
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考											

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。